

韓愈の「食曲河驛詩」に「而我抱重罪、子才萬里程」の句が見える。『菅家文章』「357 左金吾

吾相公、於宣風坊臨水亭、餞別與州刺史、同賦親字」に「程里一千五百路、星霜四十六廻人」の句が、又、「466 傍水行」に「此時樂地無程里、鞭轡形神獨往還」の句が見える。

▼この一句では、京都からの里程が、千五百里であったことを指す。既に先学の指摘にもあるように、「延喜式」卷二十四「主計上」に「西海道 太宰府 行程上廿七日、下十四日、海路 卅日」の記事が見える。

23○税駕…車につけた馬を解き放つこと。因って人の落ちつく所、又、旅行者の休息するをいう。

『史記』「李斯傳」に「吾未知所税駕也（注）索隱曰、税駕、猶解駕、言休息也」の用例が見える。

○南樓…南にある樓。川口久雄氏は大系本の頭注で「都督府の南樓」と説明される。清藤鶴美氏は「〈南樓〉とは太宰府の南樓で、後出の〈南館〉の近くにあつたと思われる」と説明され、更に「ここで〈駕を税く南樓の下、右郭の辺〉が、直ちに〈南館〉であるとするには疑問がある。取調べかにかの理由で、南館の近くの然るべき場所にしばらく留められて、それから南館に移つたと見る方が、次の詩の部分を理解するのに自然なようである」（『菅家の文華』太宰府天満宮編 222～223頁）と言及される。

筆者は、この「南樓」の語は、次句の「右郭」との対語として考えるべき語だと思ふ。つまり「駕を税す、南樓の下」と「車を停む右郭の邊」は同内容を詠んでいるものと看做したい。とすれば、「右郭」に対して「南樓」は「南郭」の意でないかと推測する。このことを裏付ける調査報告が公にされている。↓

補説 ②